

日進市所有施設における
放課後児童健全育成事業実施者
募集要領

令和 7 年 6 月
愛知県日進市

問合せ、書類の提出先

日進市健康こども部子育て支援課（市役所本庁舎 2 階）

電 話：（0 5 6 1）7 3－1 0 4 9（直通）

F A X：（0 5 6 1）7 2－4 6 0 3

電子メール：kosodateshien@city.nisshin.lg.jp

< 目 次 >

第 1	募集概要	2
第 2	質問受付等	4
第 3	申請方法	5
第 4	選定方法等	6
第 5	特に留意すべき事項	7
表 1	審査項目、様式及び配点	8
様式		10

参考資料

第1 募集概要

日進市（以下「市」という。）所有の以下の9施設全てにおいて、一括で放課後児童健全育成事業の実施を希望する事業候補者を募集します。

1 市所有施設の概要

クラブの名称	クラブの所在地	施設面積 (概算)	R7 定員 (参考)
①こめっこクラブ	日進市米野木町仲田 35 番地 23	42 m ²	2 5
②きのこクラブ	米野木町北畑 8 番地 3 (東小学校敷地内)	99 m ²	3 0
③きたっこクラブ	日進市岩崎町元井ゲ 17 番地 172	72 m ²	4 0
④かにっこクラブ	日進市折戸町笠寺山 37 番地 1	67 m ²	4 0
⑤のびのびクラブ	日進市北新町二段場 920 番地 8 (相野山福祉会館内)	53 m ²	2 4
⑥そよかぜクラブ	日進市香久山四丁目 201 番地 14 (岩崎台・香久山福祉会館内)	85 m ²	5 0
⑦ほしのこクラブ	日進市折戸町梨子ノ木 28 番地 31 (梨の木小学校内)	140 m ²	5 0
⑧にじのこクラブ	日進市折戸町梨子ノ木 28 番地 31 (梨の木小学校内)	70 m ²	3 0
⑨たけのこクラブ	日進市竹の山四丁目 502 番地 (竹の山小学校内)	108 m ²	4 0

※小学校内にある施設については、準備・片づけを含む開所時間以外は地域開放施設として地域住民が利用できるよう開放するものとします。

※定員は令和7年度定員と極端に乖離のないよう定めてください。

2 貸与期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、児童クラブが適正に運営されている場合、令和13年3月31日まで延長とします。

※事業者の運営状況や市の方針等により、期間や利用形態を変更する場合があります。

3 事業者が行う業務

①放課後健全育成事業の運営業務

②放課後健全育成事業に付随する自主事業の運営業務

③その他運営に必要な業務

4 施設管理に伴う業務等

(1) 光熱水費・保守点検費用の負担

施設の使用に伴う経費（光熱水費、通信運搬費、施設賠償責任保険加入料、消防設備保守点検費用、施設敷地内の草刈費用等）は事業者の負担とします。

(2) 修繕費の負担

施設管理に伴う修繕については、1件100万円未満の修繕については事業者が自己の費用と責任において実施するものとします。1件100万円以上の大規模な修繕が必要な場合は市の費用と責任において実施します。なお、施設の修繕を行う場合は、緊急の場合を除き、市に対して通知し了承を得るものとします。

(3) 施設改修に関する事項

効果的な運営のための施設改修等を希望する場合は、市に承諾を得てください。ただし、改修に伴う費用は事業者が負担するものとし、施設利用の再選定があった場合に新たな事業者が選定された場合においても、市又は次の事業者に対して負担を求めることはできないものとします。

5 運営支援

(1) 施設使用料

事業者の負担を無料とします。

(2) 補助金の交付

日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づき補助対象経費の支援を行います。詳しくは、補助金交付要綱をご覧ください。なお、補助金額については、国基準額等の見直しにより変更されることがあります。

(3) 利用負担金収入

- ① 利用負担金については、各事業者において設定してください。本市では、事業費の半分程度を利用者が負担することを想定しています。
- ② 募集要領に提示する期間は、急激な社会情勢等の変化に伴う場合を除き、負担額が大きく変動しないようにしてください。なお、利用料変更の場合は当初申込開始前に市と協議すること。
- ③

6 事業者の応募資格

応募資格は、放課後児童健全育成事業の運営実績が1年以上あり、当該施設における公益的な事業の実施に意欲のある、愛知県内に事務所を有する社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人若しくは法人格を有しない任意団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる事項をすべて満たしているものとします。

- ① 市から指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当していないこと。
- ③ 日進市又は他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条

の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。また同法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触しない者であること。

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 26 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 法令に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。
- ⑧ 民間放課後児童クラブを安定的に管理運営することが可能な経験実施体制、経営基盤等を有していること。

7 留意事項

（1）法令基準等の遵守

民間放課後児童クラブの運営に関しては、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
- ③ 日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日進市条例第 18 号）
- ④ 日進市放課後児童健全育成事業者の運営等に関する規則（平成 27 年日進市規則第 39 号）
- ⑤ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（平成 27 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ⑥ 日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（平成 28 年日進市要綱第 9 号）

（2）第 2 種社会福祉事業

放課後児童健全育成事業は、社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業に該当しますので、消費税非課税対象事業となります。

（3）次年度募集に対する市民説明会の出席

選定された事業者は、市民向け放課後児童クラブの説明会に出席し、事業内容、募集方法等の説明を行ってください。説明会の詳細については、後日、事務局よりご連絡いたします。

第 2 質問受付等

1 質問書の提出及び回答

（1）質問書の提出

募集要領等の内容に関する質問を下記のとおり受付します。

- ① 提出方法：電子メールで「募集に関する質問書」（第 1 号様式）をご提出ください。
- ② 提出期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）から 7 月 8 日（火）まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、ホームページにてまとめて掲載します。

(3) 現地の見学

現地の見学は、子育て支援課までお問い合わせください。

第3 申請方法

1 申請書類の提出

- ① 提出期間：令和7年7月14日（月）から7月22日（火）まで
（ただし、休庁日を除く。）
- ② 提出時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- ③ 提出場所：子育て支援課（日進市役所本庁舎2階）
- ④ 提出方法：持参に限る。

2 申請書類

「事業者応募申請書」（第2号様式）と次の添付書類を提出してください。

- ① 「宣誓書」（様式1）
 - ② 「団体の概要1」（様式2）
 - ③ 事業運営に関する提案書（様式3～様式6）
※ 「表1 審査項目、様式及び配点」の審査項目に沿って提案してください。
 - ④ 「収支予算書」（様式A）、「収支内訳書」（様式B）
 - ⑤ 申請者に関する書類（任意様式）
 - ア 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
 - イ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類
 - ウ 過去3か年の事業報告書
 - エ 当該法人の登記事項証明書
 - オ 過去3か年の法人税・消費税及び地方消費税・法人市町村民税の納税証明書
《税務署が発行》
納税証明書（その1）：法人税に係るもの
納税証明書（その3の3）：法人税・消費税及び地方消費税に係るもの
《市町村が発行》
納税証明書：法人市町村民税に係るもの
 - カ 過去3か年の貸借対照表
 - キ 過去3か年の損益計算書（販売費及び一般管理費の明細を添付）
- ※ 指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時における財産目録を添付してください。
- ※ 団体設立後間もない場合や申告義務が発生していない場合などにより書類を提出できない場合は、上記のウ事業報告書、オ納税証明書、カ貸借対照表、キ損益計算書は提出不要とします。
- ※ 提出書類以外の書類及び様式毎に定める上限ページ数を超える部分については受け付けません。

3 提出方法

- ① 提出物：申請書類一式び事業運営に関する提案書 ※電子データ

4 申請に係る留意事項

(1) 失格条項

- ① 本要領の提出方法、提出期限、条件等に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 本申請に関して、選定委員会の選定委員、市職員その他関係者への接触があった場合
- ④ 審査に出席しなかった場合

(2) 提案内容変更の禁止

提案内容の変更は、明らかな誤字、脱字を除き原則として認めません。

(3) 申請書類の取扱い

- ① 提出された申請書類は、日進市情報公開条例その他関連する規定に基づき、公開する場合があります。
- ② 申請書類の提出後、市の判断により追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 選定されなかった事業者の申請書類は返却しません。

(4) 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

(5) 申請の辞退

申請書類を受け付けた後に申請を辞退する場合は、「辞退届」（第3号様式）を提出してください。

第4 選定方法等

1 審査日時等

(1) 第1次審査

申請者が3者以上となった場合に第1次審査を実施します。

※ 審査結果は、第2号様式に記載されている連絡先に書面により通知します。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した者（第1次審査を実施しなかった場合は全ての申請者）を対象に、下記のとおり第2次審査を実施します。

- ① 日程：令和7年8月中旬 ※別途通知します。
- ② 場所：日進市役所本庁舎4階 第3会議室
- ③ 内容：申請書類に基づくプレゼンテーション（20分）及び選定委員会委員によるヒアリング（20分）

※ 審査の順番は受付順とします。詳細は書面により別途通知します。

※ 審査結果は、第3号様式に記載されている連絡先に書面により通知します。また、市ホームページ等で公表します。

2 選定方法

- ① 選定委員会による第1次審査及び第2次審査を行います。
- ② 第1次審査は書類審査としますが、申請者が3者以上の場合のみ実施します。
- ③ 第2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングとします。
- ④ 市は、選定委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点の交渉権者を選定します。

3 審査項目等

(1) 審査項目及び配点

審査項目、様式及び配点については、表1のとおりです。

(2) 第1次審査の審査項目

第1次審査の審査項目は、表1に掲げる項目のうち、4-②の運営実績において、運営実績が多い事業者から上位3事業者を選考します。

(3) 第2次審査の審査項目

第2次審査における審査項目は、表1に掲げる全ての項目とします。

4 候補者の決定等

- ① 市は、選定委員会の結果に基づき、候補者を選定します。
- ② 市は、候補者と施設利用に関して詳細事項を協議し、協議が整った後に覚書を締結します。

第5 特に留意すべき事項

(1) 個人情報保護

業務に従事している者及び従事していた者は、事業運営を行うにあたり知り得た個人情報、正当な理由なく提供したときは、日進市個人情報保護条例の規定に基づき罰せられる場合があります。

また、事業者は、個人情報を適切に管理するため、個人情報保護に関する研修を行うものとします。

(2) 情報公開への対応

事業者は、事業運営に係る情報について情報公開要綱等を作成し、可能な範囲で公開を行うものとします。

市は、施設に関する情報であって市が保有していない情報について公開の請求があった場合は、市が事業者に情報の提供を求めるものとし、事業者はそれに応じるものとします。

(3) 労働関係法令の遵守

事業者は、労働関係法令等を遵守し、適切な雇用・労働条件及び労働環境の確保を図るものとします。

(4) 本施設において発生した事故への対応

事業者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して、以下のとお

り義務を負うこととします。

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、事業者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ② 施設において事故が発生した場合に備えて、事業者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。
- ③ 事業者は、必要な損害賠償責任保険に加入するものとします。また、保険の加入に要する費用は事業者の負担とします。

(5) 公租公課

法人市民税等の各種税の詳細については、日進市市民生活部税務課等にお問い合わせください。

(6) 施設の引継ぎ

選定された事業者は、施設利用の再選定があった場合で新たな事業者が選定された場合は、次の事業者が事業を円滑かつ支障なく遂行できるように施設の引継ぎを行うものとします。ただし、引継ぎに要する経費は事業者の負担とします。

表 1 審査項目、様式及び配点

審査項目	様式 (上限頁数)	審査内容	配点
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	様式 3 (3)	①放課後児童クラブの運営に関する基本的な考え方 a. 放課後児童クラブの運営に対する基本方針 b. 日進市において上記事業における事業者の果たす役割について	10
		②保護者との関わり a. 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及びその対処について b. 利用者の平等な利用の確保について	10
		③利用者の負担に対する考え方 a. 利用負担金等の内容について	10
2 事業計画が放課後児童クラブの機能を最大限に発揮するものであること。	様式 4 (7)	①事業の計画について a. 放課後児童クラブにおける通常事業の具体的な企画内容について	10
		b. 放課後児童クラブにおける自主事業の具体的な企画内容について	10

		②サービス向上に対する考え方及び具体策について a. 利用者の利便性や支援内容の向上に対する取組みについて	10
		③関係機関との連携について a. 市や学校、関係機関との連携に対する考え方 b. 地域との連携に対する考え方	10
3 緊急時の対応及び健康管理等が適切に行われるものであること。	様式5 (2)	①緊急時の対応 a. 事故防止に対する取組み及び緊急時の対応 b. 防災・防犯に対する取組み及び緊急時の対応	5
		②健康管理及び衛生管理について a. 子どもの健康管理及び衛生管理に対する考え方	5
4 放課後児童クラブを安定して実施できる能力を有していること。	様式6 (3)	①放課後児童クラブの管理運営に必要な人員 a. 指導員等の配置計画 b. 資格保有者についての考え方 c. 継続雇用についての考え方	10
		②運営実績 a. 類似施設の運営実績	5
		③情報管理 a. 情報公開・個人情報保護の取組みについて	5
合 計			100

第1号様式

募集に関する質問書

令和 年 月 日

日進市長 あて

団 体 名
所 在 地
ふ り が な
担 当 者 氏 名
所 属 ・ 職 名
電 話 番 号
F a x
E - m a i l

日進市所有施設における放課後児童健全育成事業実施者募集要領等について、下記のとおり質問事項を提出します。

記

質問項目	【資料名】： 募集要領 ・ その他（ 【ページ・項目】：
質問内容	

※質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

第2号様式

日進市所有施設における放課後児童健全育成事業実施者応募申請書

令和 年 月 日

日進市長 あて

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

日進市所有施設における放課後児童健全育成事業を実施したいので応募に申し込みします。

※ 添付書類

- ① 「宣誓書」(様式1)
- ② 「団体の概要1」(様式2)
- ③ 事業運営に関する提案書(様式3～様式6)
- ④ 「収支予算書」(様式A)・「収支内訳書」(様式B)
- ⑤ 申請者に関する書類(任意様式)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

第3号様式

辞 退 届

令和 年 月 日

日進市長 あて

(申請者)

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

日進市所有施設における放課後児童健全育成事業実施者の申請を辞退します。

担当者連絡先

ふりがな 氏 名			
所属・職名			
電話番号		F a x	

様式 1

宣 誓 書

令和 年 月 日

日進市長 あて

(申請者)
所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

下記の事項について虚偽の申請でないことを約束します。

記

- 1 日進市所有施設における放課後児童健全育成事業実施者募集要領の応募資格を満たしています。
- 2 日進市所有施設における放課後児童健全育成事業実施者募集のために提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

様式 2

団体の概要 1

(令和 年 月現在)

(代表となる法人等用)

ふりがな 団 体 名					
所在地	〒		電話番号		
代表者			F a x		
設立年月日	年 月				
従業員数					
沿 革					
業務内容					
主な実績					
管理実績	発注者	施設所 在 県 名	施設名	管理内容	管理期間
財政状況 (単位：千円)	年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	総収入				
	総支出				
	当期損益				
	累積損益				
連絡先	〒 団体名 住所 所属 氏名 F A X 電話 E mail				

(2 ページ以内)

事業運営に関する提案書 1

1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

①放課後児童クラブの運営に関する基本的な考え方

a. 放課後児童クラブの運営に対する基本方針

b. 日進市において上記事業における事業者の果たす役割について

②保護者との関わり

a. 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及びその対処について

b. 利用者の平等な利用の確保について

③利用者の負担に対する考え方

a. 利用負担金等の内容について

(3 ページ以内)

事業運営に関する提案書 2

2 事業計画が放課後児童クラブの機能を最大限に発揮するものであること。

①事業の計画について

a. 放課後児童クラブにおける通常事業の具体的な企画内容について

b. 放課後児童クラブにおける自主事業の具体的な企画内容について

②サービス向上に対する考え方及び具体策について

a. 利用者の利便性や支援内容の向上に対する取組みについて

③関係機関との連携について

a. 市や学校、関係機関との連携に対する考え方

b. 地域との連携に対する考え方

(7 ページ以内)

事業運営に関する提案書 3

3 緊急時の対応及び健康管理等が適切に行われるものであること。

①緊急時の対応

a. 事故防止に対する取組み及び緊急時の対応

b. 防犯・防災に対する取組み及び緊急時の対応

②健康管理及び衛生管理について

a. 子どもの健康管理及び衛生管理に対する考え方

(2 ページ以内)

事業運営に関する提案書 4	
4 放課後児童クラブを安定して実施できる能力を有していること。	
①放課後児童クラブの管理運営に必要な人員	
a. 指導員等の配置計画	
b. 資格保有者についての考え方	
c. 継続雇用についての考え方	
②運営実績	
a. 類似施設の運営実績	
③情報管理	
a. 情報公開・個人情報保護の取組みについて	

(3 ページ以内)